

改正高年齢者雇用安定法成立

8月29日、参議院本会議において改正高年齢者雇用安定法が成立しました。同改正法は、希望者全員の65歳までの雇用確保措置を義務付ける法整備を内容とするものです。本年3月に衆議院に法案提出された後、8月2日に衆議院本会議で一部修正の上可決され、参議院に送付されていました。

衆議院における修正案は、対象者の基準廃止後の継続雇用制度を円滑に運用するために、企業現場の取り扱いについて指針を定めるとい

うことを規定したものです。継続雇用制度の対象となる基準を労使協定で設定できる制度の廃止は原案のままであり、実質的な影響はありません。

今後、厚生労働省労働政策審議会では公・労・使の三者が指針策定に向けて議論を行います。

【改正高年齢者雇用安定法の概要】

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
2. 継続雇用制度の対象者が雇用される企業範囲の拡大
3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入
4. 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定
5. 施行期日は2013年4月1日